

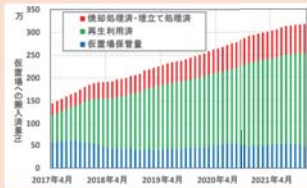


大熊町の仮設焼却施設(2017年12月)

対策地域内廃棄物処理計画（2013年12月26日一部改定）に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

- 2021年11月末時点で、約317万トン搬入完了（うち、焼却処理済量は約54万トン、再生利用済量は約204万トン、埋立て処分済量は約20万トン）。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

【津波がれきの撤去状況】

- 旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、2016年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

災害廃棄物等の処理中	浪江町、大熊町、双葉町
災害廃棄物等の処理完了	川内村、飯館村(小宮地区)、富岡町、南相馬市、葛尾村、飯館村(原平地区)、楢葉町



※田村市、川俣町については既存の処理施設で処理。被災家屋等の骨体の様子
 ※双葉町では第一、第二の2施設がある。

環境省作成

福島県内の対策地域内廃棄物については、2013年12月に見直した対策地域内廃棄物処理計画に基づいて処理を進めています。

対策地域内廃棄物としては、津波がれき、被災家屋等の解体ごみ、家の片付けごみがあり、順次、仮置場への搬入を進めています。2021年11月末時点現在で、約317万トンを搬入しており、搬入した廃棄物は可能な限り再生利用を行っています。

また、このうち可燃物については、9市町村11箇所に設置した仮設焼却施設で減容化を図ることとしており、2021年11月末時点で4施設が稼働中であり、着実に処理を進めています。

本資料への収録日：2018年2月28日

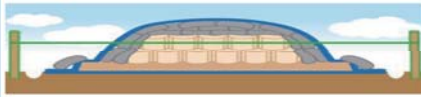
改訂日：2022年3月31日

一時保管工事の様子（農林業系廃棄物の例）



一時保管の構造（農林業系廃棄物の例）

- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策（隔離・土嚢等による遮へい等）を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置



保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。



地方環境事務所による保管状況の確認の様子

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

指定廃棄物の種類としては、放射性物質に汚染された廃棄物の焼却によって発生する焼却灰、下水の処理に伴って発生する汚泥、水道水を供給する浄水場で発生する浄水発生土（下巻 P38 「上水道の仕組み」）、稲わらや牧草等の農林業系廃棄物等があります。

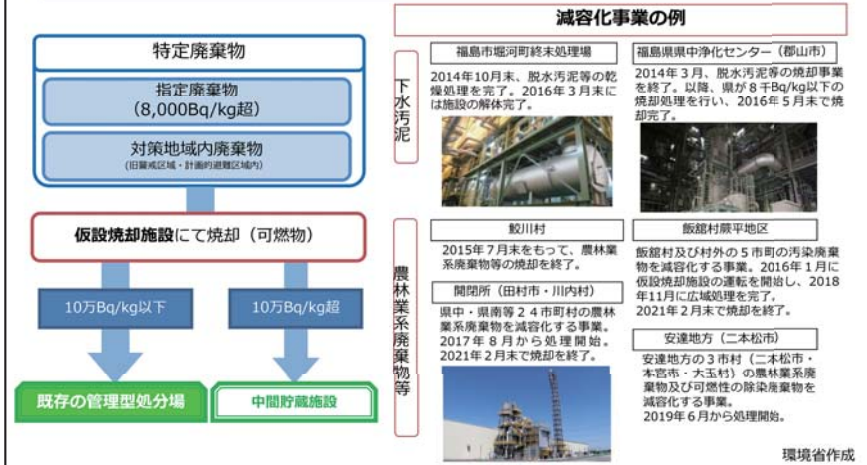
2021年9月末時点において、10都県で約38万トンの廃棄物が指定廃棄物として指定されており、国の処理体制が整うまでの間、廃棄物焼却施設、浄水施設、下水処理施設、農地等の指定廃棄物が発生した場所等で一時保管されています。

これらは、放射性物質汚染対処特措法やガイドラインに従って、飛散・流出しないような措置が取られているとともに、雨水等が入らないように遮水シート等で覆うなどして保管されているほか、定期的に環境省職員が保管状況の確認を行っており、安全・適正に保管が行われています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2022年3月31日

- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



福島県内の指定廃棄物の処理については、放射能濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしています。

また福島県内では、焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を実施しています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2022年3月31日

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに**209,112袋搬入済み**。(2021年12月末時点)
- **搬入開始前後のモニタリング結果**において、空間線量率等の**特異的な上昇は見られていない**。

これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楡葉町に受入れを要請
- 2015.12. 4 県・富岡町・楡葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場(旧エコテッククリーンセンター)を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- **2017.11.17 搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働

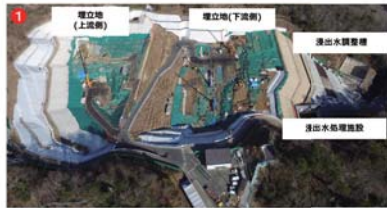
埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
- 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下):約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ:約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入



関連施設について

- 1 特定廃棄物埋立処分施設
- 2 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
- 3 特定廃棄物固型化処理施設



福島県内で発生した10万 Bq/kg 以下の指定廃棄物等については、既存の管理型処分場を活用して、速やかに埋立処分を実施します。

本事業を実施するに当たっては、2013年12月に福島県に対して、中間貯蔵施設と併せて受入要請を行ったのち、地元の富岡町及び楡葉町や議会、住民への説明を行ってきました。

その後、2015年12月に福島県及び富岡町・楡葉町から、事業の実施を容認いただき、2016年4月には既存の管理型処分場を国有化するとともに、同年6月には、国と県及び2町の間で安全協定を締結しました。これ以降、必要な準備工事等を進め、2017年11月に施設への廃棄物の搬入を開始しました。さらに、2018年8月に運営を開始した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を通じた積極的な情報発信に努めています。

放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理のため、今後も安全確保を大前提として適切に事業を進めるとともに、地元住民の皆様との更なる信頼関係の構築に努めていきます。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2022年3月31日

宮城県	栃木県	千葉県	茨城県	群馬県
<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～4回：H24.10～H25.11</p> <p>第5回：H26.1.20</p> <p>→詳細調査候補地を3カ所提示 <small>(栗原市深山蔵、大和町下原、加美町田代)</small></p> <p>第7回（県主催）：H26.8.4</p> <p>→県知事が県内市町村長の総意として詳細調査受入れを表明</p> <p>H26.8より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず（H27年4月断念）</p> <p>H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム H27.10～11（2回）有識者を交えた加美町との意見交換会</p> <p>第9回：H28.3.19</p> <p>→指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明</p> <p>H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせる。この等県から要望</p> <p>第11回（県主催）：H28.11.3</p> <p>→指定廃棄物以外の測定結果の公表、県が8,000Bq/kg以下の廃棄物（指定廃棄物を除く）の処理方針案を提示</p> <p>第12回（県主催）：H28.12.27</p> <p>→県処理方針について、栗原市、登米市の賛同が得られず再議論することが決定</p> <p>第13回（県主催）：H29.6.18</p> <p>→県が自園域内の汚染廃棄物は自園域内で処理する等の新たな処理方針案を提示</p> <p>第14回（県主催）：H29.7.15</p> <p>→前回会議での提示案で合意</p> <p>石巻、仙南、黒川、大崎の4園域で試験焼却を終了。→石巻：本焼却まで終了。黒川：農地還元を実施予定。仙南・大崎：本焼却実施中。</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～3回：H25.4～H25.8</p> <p>第4回：H25.12.24</p> <p>→選定手法確定</p> <p>H26.7.30</p> <p>→詳細調査候補地を1カ所提示 <small>(塩谷町等5カ)</small></p> <p>第5～6回：H26.7～H26.11 H27.5.14、6.22、9.13</p> <p>→県民向けフォーラム</p> <p>H27.10.14</p> <p>塩谷町寺島入の豪雨影響調査</p> <p>H27.12.7</p> <p>塩谷町長が調査候補地の返上を宣言</p> <p>第7回：H28.5.23</p> <p>→指定廃棄物の再測定を決定</p> <p>第8回：H28.10.17</p> <p>→再測定結果の公表、今後の進め方の提示</p> <p>H29.3.30 一時保管者の意向確認結果を公表</p> <p>H29.7.10 保管農家の負担軽減策関係市町村長会議①</p> <p>→負担軽減策の方針案を提示</p> <p>H30.11.26 関係市町村長会議②</p> <p>→再測定を含む各市町の集約化に向けた取組に合意</p> <p>R1.3.19 再測定結果の公表</p> <p>R2.6.26 関係市町村長会議③</p> <p>→今後の進め方を提示</p> <p>R3.6.2 暫定的に係る8須塩原市への協力要請（R3.10.22 同市において農家保管の指定廃棄物の搬出作業開始）</p> <p>引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～3回：H25.4～H26.1</p> <p>第4回：H26.4.17</p> <p>→選定手法確定</p> <p>H27.4.24</p> <p>→詳細調査候補地を1カ所提示 <small>(東京電力千葉火力発電所の土地の一部（千葉市中央区））</small></p> <p>H27.5.20、6.2</p> <p>千葉市議会全員協議会を宣言</p> <p>H27.6.8、6.10</p> <p>千葉市議会・市長から再協議の申入れ</p> <p>H27.6.29、7.7、13、20、8.7</p> <p>千葉市の自治会長や住民を対象に説明</p> <p>H27.12.14</p> <p>再協議申入れへの回答</p> <p>H28.6.28</p> <p>千葉市から指定解除の申出</p> <p>H28.7.22</p> <p>千葉市の指定廃棄物を指定解除</p> <p>引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1回：H25.4.12</p> <p>第2回：H25.6.27</p> <p>第3回：H25.12.25</p> <p>第4回：H27.1.28</p> <p>【一時保管市町村長会議】</p> <p>第1回：H27.4.6</p> <p>第2回：H28.2.4</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>H29.3.31</p> <p>県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表</p> <p>環境省作成</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1回：H25.4.19</p> <p>第2回：H25.7.1</p> <p>第3回：H28.12.26</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p>

福島県以外で一時保管が逼迫している県（宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県）については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、2014年1月、2014年7月、2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後の地域の御理解が得られず、詳細調査の実施には至っておりません。

そうした中、宮城県においては、県の主導のもと各市町が8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととされ、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。その一環として、2018年3月から4園域（石巻、黒川、仙南、大崎）で汚染廃棄物の試験焼却が順次開始され、2019年7月までに終了しました。2021年12月末時点で、石巻園域では本焼却が終了し、仙南園域及び大崎園域では本焼却を実施しています。また、黒川園域では、試験焼却を終了後、その他はすき込み、堆肥化により2021年10月で処理を終了しました。なお、仙南園域では令和元年東日本台風による災害廃棄物の処理を優先するため本焼却を中断していましたが、2021年5月から再開しました。

また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。また、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめるとともに、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や市町村と連携して取り組むことを確認しました。2021年6月には、環境省から那須塩原市に、農家保管の指定廃棄物に係る暫定集約に関する協力を要請し、同年10月に、同市において保管農家の敷地から集約場所への指定廃棄物の搬出作業が開始されました。

さらに、千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の御理解を得る努力が継続されています。

茨城県については2016年2月、群馬県については2016年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。